

令和 8 年度 第 3 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 8 年 6 月 9 日（火） 午後 2 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (11 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	4 番 幅田 高広	5 番 丸山 環
	6 番 小前 茂雄	8 番 中本 敏彦	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀
	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博	13 番 福田 昌治	
欠席委員 (2 人)	3 番 村上 隆	7 番 久米 繁好		
出席推進委員 (11 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	三浦 勝美
	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦	入江 敏朗
	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦	
欠席推進委員 (1 人)	池山 晃広			
事務局	事務局長 佐藤 陽一、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 13 号 所有者等を確認することができない農地の公示について 議案第 14 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和8年度第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	まず最初に、農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	続きまして、農業委員会総会の成立宣言を事務局にお願いいたします。
	ただいまの出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和8年度第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。
	事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、3番、村上隆委員、7番、久米繁好委員です。なお、推進委員の欠席は池山晃広委員です。
議長	続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、私のほうで指名させていただきます。
	9番の足立紀美世委員、10番の前田正秀委員にお願いいたします。
	議事に入ります。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	お手元の議案書1ページ、説明図は2ページから4ページをご覧ください。説明図には、申請地を赤枠で囲っております。
	議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。
	申請番号4番、農地の所在は大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑。面積は1,724㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。権利の区分は所有権の移転、転用事由は太陽光発電施設設置のためです。農地区分は、市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は、農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。
	転用事由の詳細です。転用事業者は琴浦町内で太陽光発電事業に必要な土地の売買契約をしていただける方を募集していました。電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡し人の農地を譲ってもらえることになったため、申請をされたものです。
	3ページの説明図をご覧ください。工事計画は、申請地に太陽光パネル176枚、パワーコンディショナーほか、発電に必要な施設整備を行い、申請地内に自営柱を新設するほか、最寄りの中国電力の既設電柱に接続する計画です。太陽光発電設備の設置工事及び保守管理については、申請地南側の県道から進入する予定です。工期は許可日から6か月以内で、施設の利用期間は永年です。
	資金調達計画については、土地買収費[REDACTED]円、1㎡あたりおよそ[REDACTED]円。太陽光発電設備設置工事費[REDACTED]円の

議長 足立委員 議長	合計 〇〇〇〇〇〇〇 円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。 被害防除計画でございます。申請地は除草作業を行った後、現状のまま利用します。盛土は行いません。侵入防止対策として事業用地の外周に高さ1.2mのフェンスを設置します。雨水は、現在と同様に地下浸透で、汚水は発生しません。また、雑草対策として年2回程度の草刈りを実施する計画です。 譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結した株式会社 〇〇〇〇〇〇〇 が全量買取りを行います。株式会社 〇〇〇〇〇〇〇 は、譲受人のグループ企業で、企業や個人へ売電していくことになります。株式会社 〇〇〇〇〇〇〇 は、〇〇〇〇〇〇〇 株式会社との発電設備に関する系統連系契約を令和8年4月14日に締結したため、発電所で生産した電力を 〇〇〇〇〇〇〇 の設備を使って送配電することが可能となります。また、株式会社 〇〇〇〇〇〇〇 は、令和4年12月16日付で経済産業大臣からの小売電気事業者登録が完了しており、転用許可申請書には公文書の写しが添付されています。 転用事業者が太陽光発電設備建設のため、転用事業を行うことについては、赤碕町土地改良区から同意する旨の意見書が提出されています。 農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地はJR赤碕駅の南側に位置しており、300m以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地、許可決定根拠は「原則許可」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。 現地確認に行ってもらっているようですので、足立委員から報告をお願いいたします。 ご報告いたします。 6月2日、自分と三嶋委員、赤碕地区担当の入江委員、事務局の岩本補佐の4名で現地を確認しました。場所はJR赤碕駅の南側約300mの地点にあり、県道赤碕大山線沿いにあります。北側と東側は農地、西側は太陽光発電設備、南側は県道に接しています。申請地は何も耕作されていませんでしたが、草刈りがされており、雑草が伸び始めていました。西側には、去年転用許可を取られた太陽光発電設備が建っていました。北側の畑の所有者1名から同意書を取っておられます。転用はやむを得ないと思います。 雑草対策として草刈りをするとのことですが、適切な時期に行っていたきたいと思います。また、申請地北側の農地への進入路が東側にありますが、通行の支障にならないようにしていただきたいと思います。以上です。 ありがとうございました。
---------------------------------	--

澤田委員	事務局の説明、現地確認の報告が終わりました。 皆さんのほうで何か質問がありましたら、お願いいたします。 (澤田委員より挙手あり) 写真1番の方を見てもらったらいいと思うのですが、切った木が置いてあるのですが、それより少し東側になりますが、写真でいえば右側の方です。そこに確か畑かんが建っていたと思うのですが、確認はされてますでしょうか。
議長 事務局	多分、長年使っていないから、止めてあると思うのですが、その畑かんの撤去とかそういったものはないのでしょうか。
議長 事務局	事務局、説明をお願いします。 赤碕町土地改良区の方に確認しましたところ、受益地ではあるけれども、土地改良区の事業はされていない場所だということで確認しております。
議長 事務局	それは、畑かんが付けていないってことですか。 申請地には畑かんはついていない。だから、多分木の立っている方が別の筆ということです。
議長 事務局	木が立っているのは東隣の土地だと思います。 この申請している所は、畑かんが付いていないってことですね。 木の手前までが申請地です。
議長 事務局	畑かんは付いていない。 申請区域は赤の線で囲ってあるところまでなので、澤田委員がおっしゃる木のそばというのは区域から外れるということと、それから、事務局の方で土地改良区に確認したら、ここは受益地ではないということの確認を取っています。
澤田委員 事務局	工事中に畑かんの管が通っていて出てくるといったことはないですね。 そこは確認します。
議長	澤田委員、いいですか。
澤田委員	はい。
議長	そのことについて、事務局、後で確認してください。
事務局	はい。
議長	その他に質問がありますか。
	(石賀委員より挙手あり)
石賀委員	今回の[]の現地と道の間に、[]という細い土地があるのですが、これは持ち主が違う土地になるのでしょうか。
議長	事務局、説明をお願いします。多分、これは法面だと思う。
事務局	所有者までは確認していませんが、これは県道との間の法面に該当する土地になります。南側の道路は県道になります。
議長	だから、この細い土地は法面だと思う。法面も筆があり、大きな法面で畑になっている。

石賀委員 議長	放っておくと荒れてしまうので、どうされるのか。 調べますので、少し待ってください。 しばらく休憩します。 (休憩)
議長 事務局	再開いたします。 この [REDACTED] ですが、こちらについては所有者が琴浦町になっておりまして、実際には道路の法面として転用なり道路敷地として管理されておられるもので、地目としては畑になっていますけれども、所有者が琴浦町で、実質的な畑ではないという整理でございます。
議長 事務局 議長	隣地はどうなっているか。 隣地も同じことです。 一緒ですね。 石賀委員、よろしいですか。 その他質問がありますか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。全員賛成ということですので、原案のとおり許可相当の意見を付して県に進達することと決定いたします。 続きまして、議案第12号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係の委員の方がおられますので、私、三浦委員、池山委員は欠席ですので、2人は退席をお願いします。この後、議長を中本会長職務代理者に代わりますのでよろしくお願いいたします。 休憩します。 (休憩) (福田会長、三浦委員の退席を確認) (中本会長職務代理者に議長を交代) 再開いたします。 議案第12号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。 お手元の議案書5ページをご覧ください。 議案第12号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号104番、農地の所在は大字大杉 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1, 134㎡です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団
議長 事務局	

法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は10a当たり■■■■■円、貸借の期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間で再契約、飼料を耕作されます。

申請番号105番から26ページの144番までの40件については、ご覧のとおりです。

なお、21ページの申請番号136番から26ページの144番までの9件については、借受人は新規参入される琴浦町外の農地所有適格法人で、解除条件付貸借となります。

それと、20ページの134番ですが、利用権設定の申出をされたのですが、本日、双方で売買の契約が決まったということで、これは取下げということでさせてもらいたいと思います。申請番号134番は取下げということでお願いします。

続きまして、使用貸借権設定の部です。議案書27ページをご覧ください。申請番号145番、農地の所在は大字美好■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,259㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。

借賃は無償、貸借の期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間で再契約、水稻を耕作されます。

申請番号146番から33ページの156番までの11件については、ご覧のとおりです。

続きまして、所有権移転の部です。議案書34ページをご覧ください。初めに、所有者・機構間契約の部です。

申請番号1番、土地の所在は大字太一垣■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は507㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的はスイカです。売買価格は■■■■■円、10a当たりでは■■■■■円となります。所有権の移転時期は令和8年6月30日で、土地の引渡時期は令和8年7月3日です。

申請番号2番、土地の所在は大字太一垣■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,386㎡、申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は2,654㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的はスイカです。売買価格は■■■■■円、10a当たりでは■■■■■円、■■■■■円となります。所有権の移転時期は令和8年6月30日で、土地の引渡時期は令和8年7月3日です。

申請番号3番、土地の所在は大字保■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2,428㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、

譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期は令和8年6月30日で、土地の引渡時期は令和8年7月3日です。

申請番号4番、土地の所在は大字保[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は629㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期は令和8年6月30日で、土地の引渡時期は令和8年7月3日です。

申請番号5番、土地の所在は大字中尾[]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積748㎡、申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は1,841㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期は令和8年6月30日で、土地の引渡時期は令和8年7月3日です。

申請番号6番、土地の所在は大字森藤[]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は4,296㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期は令和8年6月30日で、土地の引渡時期は令和8年7月3日です。

続きまして、機構・受け手間契約の部です。議案書の36ページをご覧ください。

申請番号1番、土地の所在は大字太一垣[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積507㎡、申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は3,161㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的はスイカです。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期はともに令和8年7月24日です。

申請番号2番、土地の所在は大字保[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,428㎡、申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は3,057㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期はともに令和8年7月24日です。

議長 安谷委員 議長 事務局 安谷委員 議長	申請番号 3 番、土地の所在は大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 7 4 8 m²、申請地は外に 1 筆あり、2 筆の合計面積は 1, 8 4 1 m²です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は飼料です。売買価格は [REDACTED] 円、1 0 a 当たりでは [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期はともに令和 8 年 7 月 2 4 日です。 申請番号 4 番、土地の所在は大字森藤 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は 4, 2 9 6 m²です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的は飼料です。売買価格は [REDACTED] 円、1 0 a 当たりでは [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期はともに令和 8 年 7 月 2 4 日です。 以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。 議案の説明が終わりました。 皆さんから意見を求めます。意見のある方、ありませんか。 (安谷委員より挙手あり) 2 1 ページからの、受け人の合同会社 [REDACTED] というのは、以前話のあった、水稻を作るための広い土地を探しておられたという法人でしょうかということと、解除条件付とはどんな条件でしょうかという質問です。 事務局、説明をお願いします。 合同会社 [REDACTED] につきましては、以前お話がありました、豊岡市にある会社で、現在、大山町の方で麦を作っておられます。それで、琴浦町内で水稻を作付するための土地を探していた法人でございます。 それから、2 点目の解除条件付というのは、農地の適正な管理がなされなかった場合に解除するというような条件をつけて耕作をしていたくものとなります。以上です。 ありがとうございました。 よろしいですね。 他に質問等ありますか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、特に異議はなしということといたします。 休憩します。 (休憩)
--	---

議長	(福田会長、三浦委員の復帰を確認) (福田会長に議長を交代) 再開いたします。
事務局	続きまして、議案第13号 所有者等を確知することができない農地の公示について、事務局の説明をお願いします。 議案書38ページをご覧ください。本議案は所有者不明農地制度によるもので、所有者が誰も分からない場合に公示することで利用権設定ができる制度になり、制度の流れを41ページに載せております。 議案第13号 所有者等を確知することができない農地の公示について、農地法第33条第1項に規定される「耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当し、遊休化のおそれがある農地について、同法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づき、所有者等を確知することができない農地として公示することにつき、意見を求めます。 農地の所在は大字高岡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,848㎡、申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は3,860㎡です。所有者は琴浦町内の個人で、令和6年に死亡されております。 公示の経緯ですが、対象農地は所有者が令和6年に死亡し、相続登記が行われていなかった土地であります。現状は、現在使用貸借している琴浦町内の法人が荒廃しないよう耕作を行っております。 対象農地は基盤整備された優良農地であり、現在の耕作者が引き続き耕作することを希望されたため、所有者不明農地制度の手續に着手することとしました。 所有者の探索の結果、40ページの相続関係図のとおり、所有者の相続人として配偶者及び子の3名を確認しましたが、令和6年に相続人から全員相続放棄した旨の報告があったため、令和8年4月28日付で相続放棄の照会を鳥取地方家庭裁判所倉吉支部に実施した結果、3名とも相続放棄されていることが確認できました。 41ページをご覧ください。この公示があった日から起算して2カ月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構にその旨の通知を行います。当該公示に係る農地について鳥取県知事の裁定及び公告が行われますと、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構への利用権設定が行われることになります。 以上の所有者等を確知することができない農地の公示を行うに当たり、農地法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。

議長	事務局の説明が終わりました。 皆さんのほうで、何か質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。全員賛成ということですので、原案どおり公示することと決定いたします。 続きまして、議案第１４号 令和７年度農業委員会農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	お手元に別冊で議案第１４号というものを配付しておりますので、そちらをご覧ください。議案第１４号 令和７年度農業委員会農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について、本委員会の承認を求めます。 こちらにつきましては、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてということで、農業委員会の承認を求めるものでございます。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第３７条によって、農地利用の最適化の推進の状況でありますとか、それから農業委員会の事務の実施状況について公表するというものが義務づけられております。それに伴いまして、本委員会の活動状況等を点検、評価を行い、琴浦町のホームページで公表するために承認をいただくものでございます。 １枚めくっていただきまして、１ページ目でございます。こちらにつきましては、「農業委員会の状況」についてでございます。こちらの「農業委員会の体制」につきましては、令和７年４月１日現在の体制について書かせていただいております。 それから、２番の「農家・農地等の概要」につきましては、こちらの数字につきましては農林業センサスというものから引用しております。詳細が出ている最新のものが２０２０年のものでございますので、２０２０年の農林業センサスから引用をしております。 それから、２番の認定農業者でありますとか基本構想水準到達者、こちらにつきましては、農林水産課のほうから情報を提供いただきまして記載をさせていただいております。 下の表に耕地及び作付面積統計、耕地面積がございしますが、こちらにつきましては毎年国のほうが数字を発表しております。令和７年４月１日現在の琴浦町の耕地面積といたしましては、合計で２，５８０ｈａというものでございます。

2 ページ目でございますが、こちらからが点検・評価になります。

最初の成果目標の1番の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積でございます。こちらにつきまして、先ほどの農地2,580haに対して、これまでの集積面積というものが1,045ha、認定農業者等への担い手への集積率は約40.5%となっております。

②番の目標につきましては、こちらは令和7年4月の総会時に皆様に計画を承認いただいたものでございますが、こちらの目標に対して実績がどうだったかというものでございます。こちらにつきまして、令和7年度の新規集積面積は、表にございますように、実績といたしまして89.9ha、今年度末の集積面積の累計といたしまして968.8haでございました。農地面積の2,570haに対する今年度末の集積率は37.7%でございまして、目標に対しての達成率は90.8%でございます。

点検結果といたしまして、「目標面積は達することはできませんでしたが、新規集積面積等は目標を上回った。」とさせていただいております。

次に、(2)番の「遊休農地の発生防止・解消」についてでございます。①番につきましては、令和6年度に実施いたしました農地利用状況調査で判明した数字を記載させていただいております。同じく②番の目標につきましては、昨年4月の総会で計画を策定したときに上げた数字を記載しております。

実績といたしまして、令和7年度に実施いたしました農地利用状況調査におきまして、遊休農地の解消面積といたしましては1.1haでございました。目標に対する達成状況というものは10.4%でございまして、こちらは新規の貸付けでありますとか、それから自己保全等の促進によって解消を目指してまいりましたが、なかなか達成できないというものでございました。

評価といたしましては、先ほど説明させていただきましたが、「目標を達成することはできなかったが、貸付けや営農再開、保全管理の開始により、一部の遊休農地が解消された。」とさせていただいております。

(3)番の「新規参入の促進」についてでございます。現状につきましては、令和4年から令和6年度の新規参入の経営体数、それから耕作面積を上げさせていただいております。

4 ページ目の実績についてでございます。こちらにつきましては、毎月、農地の出し手情報ということで協議会に上げさせていただいておりますが、令和8年3月末時点で新規参入者等へ農地を貸してもいいというような同意が得られた面積というものが50.6haでございます。こちらについて、目標に対しまして達成率といたしましては326.5%でございます。

参考といたしまして、令和7年度の新規参入の経営体数、それから農

議長	地面積等書かせていただいております。令和7年度につきましては5経営体、それから面積といたしましては2.2haでございました。 農業委員会の点検・評価といたしましては、「所有者の意向を確認して、目標は達成できた。」とさせていただいております。 続きまして、4ページの真ん中辺、2番目の「最適化活動の活動目標」についてでございます。こちらにつきましては、1人当たり活動日数を1カ月当たり8日というように目標を定めさせていただいております。 (2) 番の「活動強化月間の設定」といたしまして、琴浦町の農業委員会におきましては、12月、1月、2月の3回、農家相談を1回増やして開催するという目標を立てさせていただいております。 めくっていただきまして、5ページ目でございます。(3) 番の「新規参入相談会への参加」の②実績でございますが、こちらにつきましては、農家相談等におきまして新規参入に関する相談、そういったものがございませんでしたので、0回とさせていただいております。 5ページ目の真ん中辺、全体的な目標達成の評価ということで書かせていただいておりますが、こちらにつきましては「目標に対して期待を上回る結果が得られた。」とさせていただいております。 それから、6ページ目でございますが、「Ⅲ事務の実施状況について」でございます。総会、部会の開催実績につきましては記載のとおりでございます。 2番の「農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、令和7年度につきましては、1年間の処理数といたしまして30件ございました。標準の処理期間といたしましては申請受理から28日というものがございますが、琴浦町の農業委員会の実績といたしましては32日間、要しております。 それから、3番の「農地転用に関する事務」についてでございます。こちらにつきましては、申請を受けてから鳥取県知事へ送付するまでの期間というものでございますが、1年当たりの処理件数といたしまして17件、それから、処理期間といたしまして、標準が21日に対しまして、琴浦町の実績といたしましては26日間、要しております。 それから、4番の「違反転用への対応」についてでございます。昨年度末時点の違反転用の面積といたしましては0.03haでございます。こちらにつきましては、「農地パトロール等を実施していただいたり、それから平時の点検、そういったもので早期に発見するというようなことに努めてまいりましたが、こういった違反転用がないように活動を行った。」とさせていただいております。解消の実績面積としてはゼロでございます。 以上で説明を終わります。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんのほうで何か質問なりご意見
----	--

足立委員 議長	がありましたらお願いいたします。 4 ページの最適化活動の目標ですが、4 月に農林水産省との農業委員会の業務執行体制等に係るヒアリングがウェブ会議で琴浦町であったとき、琴浦町は8 日にしているけれど、10 日以上にしてもらったら補助金を多く交付しますよってという話がありました。いや、琴浦町は8 日でもしんどいぐらいですってという話をした。それでも、10 日で結構多く補助金を交付されているところが全国にはあるみたいです。10 日を目標に頑張ってもらったら、以前みたいに7,000,000 円位もらえるのではないかなと思ってみたいし。皆さんの活発な活動を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。 意見等がありましたらお願いいたします。ありませんか。 (質問等なし) ないようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。 その他に移ります。 まず、農家相談の報告で、6 月2 日に足立委員、三嶋委員に対応していただきました。 足立委員のほうから報告をお願いいたします。 (農家相談3 件報告) 今までの中で、推進委員さんのほうで何か質問等ありましたら。ありませんか。 (質問等なし) そうしますと、以上をもちまして令和8 年度第3 回の琴浦町農業委員会総会を終了いたします。
--------------------	---